

内閣総理大臣
財 務 大 臣 様
厚生労働大臣

下諏訪町議会議長 樽 川 信 仁

高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、医療費が高額になる場合に患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティネットとしての役割を果たしています。

政府は、高齢化の進展、医療の高度化等による高額療養費総額の増額を背景に、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るためとして、本年 8 月以降、自己負担上限額を段階的に引き上げる方針を、昨年 1 2 月に決定しました。

しかし、「高額療養費制度は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱であり、自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や、治療継続の断念等につながる」といったがん患者団体等からの声を受け、政府は本年 8 月の負担上限額の引き上げを見送ることを決めました。一方で、石破首相は見送り表明と同時に「今年の秋までにあらためて方針を検討する」と述べています。

全ての国民が安心して必要な医療を受けることができる制度の維持が求められています。

よって、政府に対し、今後も高額療養費の自己負担上限額の引き上げは行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。